

令和2年度弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、介護福祉施設及び障がい福祉関連施設（以下「介護福祉施設等」という。）が行う新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業及び介護福祉施設等職員感染予防事業（以下「補助事業」という。）を支援し、もって安全な福祉サービスの提供により当市の福祉の増進を図るため、令和2年度予算の範囲内において、介護福祉施設等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護福祉施設 市内に存する次に掲げる施設をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又は居宅サービス事業（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を行う事業に限る。）、地域密着型サービス事業（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせさせたサービスに限る。）を行う事業に限る。）若しくは地域支援事業（第一号通所事業に限る。）の用に供する施設

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

(2) 障がい福祉関連施設 市内に存する次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援の事業の用に供する施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する地域活動支援センター及び障害福祉サービス事業（生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業の用に供する施設

(3) 新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業 介護福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症防止対策のための備品、消耗品等の購入等を行う事業をいう。

(4) 介護福祉施設等職員感染予防事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、介護福祉施設等の職員を予防的にホテル等の市内の宿泊施設に宿泊させる事業をいう。

(5) 備品 機械、器具その他の物品をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、介護福祉施設等を運営する法人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業 次に掲げる経費

ア 消耗品費

- イ 手数料
- ウ 賃借料
- エ 備品購入費
- オ その他市長が必要と認める経費

(2) 介護福祉施設等職員感染予防事業 介護福祉施設等の職員が市内宿泊施設を利用する際に補助事業者が負担した宿泊料
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業を実施する介護福祉施設等1施設につき、次の各号に掲げる額の合計額から市以外の者から交付される補助金、寄付金その他の収入を控除した額又は300,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業に要した補助対象経費の実支出額の合計額
- (2) 介護福祉施設等職員感染予防事業に要した補助対象経費の実支出額（1泊6,000円を超える宿泊に係る実支出額がある場合は1泊6,000円）の合計額（交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和2年度弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号以下「申請書兼請求書」という。）とする。

2 前項の申請書兼請求書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支払実績を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、令和3年2月26日までに、申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

5 補助事業者は、補助事業を実施した介護福祉施設等について補助金の申請及びその手続を一括して行うものとする。

6 補助事業者は、補助事業を実施した施設ごとに第2項の添付書類を提出するものとする。

7 第1項の申請に当たっては、補助事業を実施するために必要な経費から消費税及び地方消費税は差し引いた額で申請するものとする。

8 第1項に規定する申請書兼請求書の内容が適正と認められる場合、申請書兼請求書の提出をもって規則第12条の補助事業等実績報告書による報告がなされたものとみなす。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した備品については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(2) 規則第20条の規定により市長の承認を受けて備品を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(交付決定及び確定通知)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書及び規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和2年度介護福祉施設等安全対策事業費補助金交付決定及び額確定通知書（様式第3号）とする。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に

規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでの期間とする。

- 3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品のうち取得価格（取得に要した費用から消費税及び地方消費税を控除した額をいう。以下同じ。）が300,000円以上のものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 市長は、規則第6条及び第13条の規定により通知をしたときは、第6条第1項に規定する申請書兼請求書を受けた日から起算して30日以内に口座振替により補助金を交付する。

（帳簿等の保管）

- 第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を、令和8年3月31日（取得価格が300,000円以上の備品がある場合は、同日、当該備品の処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか最も遅い日）まで保管しなければならない。

（委任）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。